

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

人事委員会勧告を踏まえ、平成26年度の職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定ならびに平成27年度以降の給与制度の総合的見直しを行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

1 公民較差等に基づく本年度の給与改定

ア 給料：給料月額を引き上げ(平均0.25%)【平成26年4月から遡及適用】

イ 勤勉手当：支給月数を0.15月分引上げ【平成26年12月支給分から適用】

ウ その他の手当

- ・通勤手当：自動車の手当額を▲500円から+1,700円の幅で改定

【平成27年1月支給分から適用】

- ・寒冷地手当：平成27年3月31日をもって廃止

※地域手当：0.2ポイント引上げ(人事委員会規則改正)【平成26年4月から遡及適用】

2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行】

ア 給料：給料表の給料月額を引き下げ(平均約2%)

イ 地域手当：支給割合を県内：7.5% 東京都特別区：20%

(平成30年3月31日までの支給割合は、上記割合の範囲内で人事委員会規則で定める)

ウ その他の手当

- ・単身赴任手当：基礎額および加算額の上限額を改定

- ・管理職員特別勤務手当：災害への対応等による平日深夜勤務についても支給対象に追加

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する平成 26 年 10 月 17 日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

ア すべての給料表について、給料月額を引き上げることとします。(条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1、別表第 2 関係)

イ すべての給料表について、給料月額を引き下げることとします。(条例第 2 条の規定による改正後の別表第 1、別表第 2 関係)

(2) 諸手当の改正

ア 交通用具(自動車)にかかる通勤手当額について、改定します。(条例第 1 条の規定による改正後の第 12 条関係)

イ 平成 26 年 12 月期の勤勉手当について、支給割合を 100 分の 82.5 に引き上げることとします。また、再任用職員について、支給割合を 100 分の 37.5 に引き上げることとします。(条例第 1 条の規定による改正後の第 18 条関係)

ウ 地域手当について、次の支給割合に引き上げることとします。(条例第 2 条の規定による改正後の第 11 条の 3 関係)

(ア) 県内 7.5%

(イ) 東京都特別区 20%

エ 単身赴任手当について、再任用職員に対して手当を支給することとし、基礎額および加算額の限度を改定することとします。(条例第 2 条の規定による改正後の第 12 条の 2、第 24 条関係)

オ 管理職員特別勤務手当について、臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務についても支給することとします。(条例第 2 条の規定による改正後の第 16 条の 2 関係)

カ 平成 27 年 6 月期以降の勤勉手当について、支給割合を 100 分の 75 に引き下げることとします。また、再任用職員について、支給割合を 100 分の 35 に引き下げることとします。(条例第 2 条の規定による改正後の第 18 条関係)

キ 寒冷地手当について、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止することとし、所要の経過措置を講じることとします。(条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条、第 19 条、第 21 条、第 23 条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)アの改正は平成 27 年 1 月 1 日から、(1)イおよび(2)ウからキの改正は平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ (1)アについては平成 26 年 4 月 1 日から、(2)イについては平成 26 年 12 月 1 日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第11条の4 省略 （通勤手当） 第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 1 省略 2 省略 （1）省略 （2）省略 ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>31,100円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額） イ 省略 （3）省略 3～8 省略 第12条の2～第17条の3 省略 （勤勉手当） 第18条 1 省略 2 省略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額お	第1条～第11条の4 省略 （通勤手当） 第12条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。 1 省略 2 省略 （1）省略 （2）省略 ア 自動車を使用する場合 その使用距離に応じて<u>32,800円</u>を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあつては、当該額に3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額） イ 省略 （3）省略 3～8 省略 第12条の2～第17条の3 省略 （勤勉手当） 第18条 1 省略 2 省略 （1）前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額お

よびこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の67.5
を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の32.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第18条以下省略

よびこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の82.5
を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に
100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 省略

第18条以下省略

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
別表第1（第4条関係）							別表第1（第4条関係）						
高等学校等教育職給料表							高等学校等教育職給料表						
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円	再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000		1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800		2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600		3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400		4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100		5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700		6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600		7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500		8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300		9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100		10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000		11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900		12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600		13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500		14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400		15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300		16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100		17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000		18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900		19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800		20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400		21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300		22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200		23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000		24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700		25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400		26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100		27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800		28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600		29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300		30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900		31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600		32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300		33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300		34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300		35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300		36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400		37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000			38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400			39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900			40	223,700	285,400	354,100	409,000	

-8-

85	290,900	379,800	425,000
86	292,100	381,200	426,200
87	293,300	382,600	427,400
88	294,500	384,000	428,600
89	295,700	385,300	429,700
90	296,900	386,600	430,800
91	298,100	387,900	431,900
92	299,300	389,200	433,000
93	300,100	390,600	434,100
94	301,300	391,800	435,200
95	302,500	393,100	436,300
96	303,700	394,400	437,400
97	304,700	395,800	438,300
98	305,800	396,800	439,100
99	306,900	397,900	439,900
100	308,000	399,000	440,700
101	308,900	399,900	441,500
102	310,000	400,900	442,100
103	311,100	402,000	442,700
104	312,200	403,100	443,300
105	312,800	403,900	443,800
106	313,700	404,900	444,400
107	314,500	405,900	445,000
108	315,300	406,900	445,600
109	316,200	407,800	446,200
110	316,700	408,700	
111	317,200	409,600	
112	317,700	410,500	
113	318,300	411,100	
114	318,800	411,900	
115	319,300	412,700	
116	319,800	413,500	
117	320,400	414,300	
118	320,900	415,100	
119	321,400	415,800	
120	321,900	416,600	
121	322,400	417,200	
122	322,800	417,700	
123	323,300	418,200	
124	323,800	418,700	
125	324,400	419,100	
126	324,800	419,600	
127	325,200	420,100	
128	325,600	420,600	
129	325,900	421,000	

85	292,200	381,000	425,900
86	293,400	382,400	427,100
87	294,600	383,800	428,300
88	295,800	385,200	429,400
89	297,000	386,500	430,500
90	298,200	387,800	431,500
91	299,400	389,100	432,500
92	300,600	390,400	433,500
93	301,400	391,700	434,500
94	302,500	392,900	435,600
95	303,700	394,200	436,600
96	304,900	395,500	437,700
97	305,900	396,900	438,600
98	307,000	397,900	439,300
99	308,100	399,000	440,100
100	309,200	400,100	440,700
101	310,100	401,000	441,500
102	311,200	402,000	442,100
103	312,300	403,100	442,700
104	313,400	404,200	443,300
105	314,000	404,900	443,800
106	314,900	405,900	444,400
107	315,700	406,900	445,000
108	316,500	407,900	445,600
109	317,400	408,700	446,200
110	317,800	409,600	
111	318,300	410,500	
112	318,800	411,300	
113	319,400	411,900	
114	319,800	412,600	
115	320,300	413,300	
116	320,800	414,000	
117	321,400	414,700	
118	321,900	415,500	
119	322,400	416,100	
120	322,900	416,900	
121	323,400	417,500	
122	323,800	417,900	
123	324,300	418,400	
124	324,800	418,700	
125	325,400	419,100	
126	325,700	419,600	
127	325,000	420,100	
128	326,300	420,600	
129	326,600	421,000	

130	326,300	421,500			
131	326,700	422,000			
132	327,100	422,500			
133	327,300	422,900			
134	327,500	423,400			
135	327,800	423,900			
136	328,100	424,400			
137	328,400	424,800			
138	328,600				
139	328,900				
140	329,200				
141	329,400				
142	329,700				
143	330,000				
144	330,300				
145	330,600				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200

130	326,900	421,500			
131	327,200	422,000			
132	327,500	422,500			
133	327,700	422,900			
134	327,900	423,400			
135	328,100	423,900			
136	328,400	424,400			
137	328,700	424,800			
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,700				
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200

14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000	36	216,200	243,500	345,000	370,800	458,000
37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900	37	217,700	246,200	347,100	372,700	458,900
38	217,400	247,100	347,500	372,800		38	219,400	249,000	349,100	374,300	
39	219,100	249,900	349,500	374,400		39	221,100	251,800	351,100	375,900	
40	220,800	252,700	351,500	376,000		40	222,800	254,600	353,100	377,500	
41	222,600	255,500	353,500	377,400		41	224,600	257,400	355,000	378,800	
42	224,400	258,100	355,300	378,900		42	226,400	260,000	356,800	380,300	
43	226,200	260,700	357,100	380,400		43	228,200	262,600	358,600	381,800	
44	228,000	263,300	358,900	381,900		44	229,900	265,200	360,400	383,300	
45	229,900	265,700	360,700	383,500		45	231,800	267,600	362,200	384,900	
46	231,600	268,300	362,400	385,100		46	233,500	270,200	363,900	386,500	
47	233,300	270,800	364,100	386,700		47	235,200	272,700	365,600	388,100	
48	235,000	273,300	365,700	388,300		48	236,900	275,200	367,200	389,700	
49	236,700	275,800	367,200	389,800		49	238,600	277,700	368,600	391,100	
50	238,400	278,400	368,800	391,300		50	240,300	280,200	370,200	392,600	
51	240,100	281,000	370,500	392,800		51	242,000	282,800	371,900	394,100	
52	241,800	283,600	372,200	394,300		52	243,600	285,400	373,600	395,600	
53	243,100	286,100	373,900	395,500		53	244,900	287,900	375,200	396,800	
54	244,800	288,700	375,400	396,800		54	246,600	290,500	376,700	398,100	
55	246,400	291,200	376,900	397,900		55	248,200	293,000	378,200	399,200	
56	248,100	293,700	378,400	399,100		56	249,900	295,500	379,700	400,400	
57	249,600	296,000	379,900	400,600		57	251,300	297,800	381,200	401,900	
58	251,100	298,700	381,300	401,800		58	252,800	300,400	382,600	403,100	

59	252,600	301,400	382,700	403,100	404,400	254,300	303,000	384,000	404,400
60	254,100	304,100	384,100	404,400	405,700	255,800	305,700	385,400	405,700
61	255,700	306,600	385,000	405,700	406,800	257,300	308,200	386,300	407,000
62	257,200	309,100	386,200	406,800	408,200	258,800	310,700	387,500	408,000
63	258,700	311,600	387,400	408,200	409,600	260,300	313,200	388,700	409,400
64	260,100	314,100	388,600	409,600	411,000	261,700	315,700	389,900	410,800
65	261,400	316,500	389,700	411,000	413,100	263,000	318,100	391,000	412,000
66	263,000	318,700	390,900	413,100	414,300	264,600	320,300	392,200	413,100
67	264,600	320,900	391,900	414,300	415,300	266,200	322,500	393,200	414,300
68	266,100	323,100	393,000	415,300	416,500	267,700	324,700	394,300	415,500
69	267,800	325,400	394,200	416,500	417,700	269,400	327,000	395,500	416,500
70	269,300	327,600	395,300	417,700	418,900	270,900	329,200	396,500	417,700
71	270,800	329,800	396,400	418,900	419,800	272,400	331,400	397,600	418,900
72	272,300	331,900	397,600	419,800	420,200	273,900	333,500	398,800	420,100
73	273,600	334,100	398,700	420,200	421,400	275,100	335,700	399,900	420,900
74	274,900	336,300	399,800	421,400	422,200	276,400	337,900	401,000	421,700
75	276,200	338,500	400,900	422,200	423,700	277,700	340,100	402,100	422,500
76	277,500	340,700	402,000	423,700	424,500	279,000	342,300	403,200	423,300
77	278,900	342,700	402,900	424,500	425,300	280,400	344,200	404,100	423,900
78	280,100	344,600	403,900	425,300	426,100	281,600	346,100	405,100	424,700
79	281,300	346,500	404,900	426,100	427,400	282,800	348,000	406,100	425,400
80	282,500	348,400	405,900	427,400	428,100	284,000	349,900	407,100	426,100
81	283,800	350,200	406,800	428,100	428,800	285,300	351,700	407,900	426,900
82	285,000	352,000	407,600	428,800	429,500	286,400	353,500	408,700	427,500
83	286,200	353,800	408,400	429,500	430,200	287,600	355,300	409,500	428,000
84	287,400	355,600	409,200	430,200	431,600	288,800	357,100	410,300	428,700
85	288,500	357,100	410,000	431,600	432,300	289,800	358,500	411,000	429,400
86	289,500	358,800	410,800	432,300	433,000	290,800	360,200	411,800	429,900
87	290,500	360,500	411,600	433,000	434,200	291,800	361,900	412,500	430,500
88	291,500	362,100	412,400	434,200	435,300	292,800	363,500	413,200	431,200
89	292,600	363,800	413,200	435,300	436,000	293,900	365,000	413,900	431,900
90	293,500	365,100	413,900	436,000	437,000	294,800	366,300	414,600	432,500
91	294,400	366,500	414,600	437,000	438,100	295,700	367,700	415,100	433,200
92	295,300	367,900	415,300	438,100	439,200	296,600	369,100	415,800	433,700
93	295,800	369,400	415,800	439,200	440,200	297,100	370,600	416,300	434,200
94	296,600	370,700	416,500	440,200	441,000	297,900	371,900	416,800	
95	297,400	372,000	417,200	441,000	442,000	298,700	373,200	417,500	
96	298,200	373,300	417,900	442,000	443,100	299,500	374,500	418,200	
97	299,100	374,300	418,400	443,100	444,200	300,300	375,500	418,700	
98	299,900	375,300	419,000	444,200	445,300	301,100	376,500	419,200	
99	300,700	376,300	419,600	445,300	446,000	301,900	377,500	419,800	
100	301,500	377,300	420,100	446,000	447,000	302,700	378,500	420,100	
101	302,400	378,400	420,600	447,000	448,100	303,600	379,600	420,600	
102	302,900	379,400	421,200	448,100	449,200	304,100	380,600	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	449,200	450,200	304,600	381,600	421,800	

104	303,900	381,400	422,300	305,100	382,600	422,300
105	304,100	382,300	422,700	305,300	383,400	422,700
106	304,500	383,200	423,300	305,700	384,300	423,300
107	304,800	384,100	423,900	306,000	385,200	423,900
108	305,100	385,100	424,400	306,300	386,200	424,400
109	305,300	386,000	424,900	306,500	387,100	424,900
110	305,600	387,000		306,700	388,100	
111	305,900	388,000		307,000	389,100	
112	306,200	389,000		307,300	390,100	
113	306,400	389,600		307,500	390,700	
114	306,600	390,500		307,700	391,600	
115	306,800	391,400		307,900	392,500	
116	307,100	392,300		308,200	393,400	
117	307,400	393,200		308,500	394,200	
118	307,700	394,000		308,800	395,000	
119	308,000	394,800		309,100	395,800	
120	308,300	395,600		309,400	396,600	
121	308,400	396,300		309,500	397,200	
122	308,700	397,100		309,700	398,000	
123	309,000	397,900		310,000	398,700	
124	309,300	398,700		310,300	399,400	
125	309,500	399,400		310,500	400,100	
126		400,100			400,800	
127		400,800			401,300	
128		401,500			401,900	
129		402,200			402,600	
130		402,900			403,200	
131		403,600			403,900	
132		404,300			404,500	
133		404,600			404,800	
134		405,200			405,400	
135		405,800			406,000	
136		406,400			406,400	
137		406,800			406,800	
138		407,400			407,400	
139		408,000			408,000	
140		408,600			408,600	
141		409,000			409,000	
142		409,600			409,600	
143		410,200			410,200	
144		410,800			410,800	
145		411,200			411,200	
146		411,800			411,800	
147		412,400			412,400	
148		413,000			413,000	

	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略
(給料)	(給料)
第3条 給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年3月滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、 <u>寒冷地手当</u> 、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。	第3条 給料は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年3月滋賀県条例第20号）第3条から第6条までに規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、定時制通信教育手当、特殊勤務手当、へき地手当（第13条の2の2の規定による手当を含む。第21条において同じ。）、産業教育手当、義務教育等教員特別手当および退職手当を除いたものとする。
第4条～第11条の2 省略	第4条～第11条の2 省略
(地域手当)	(地域手当)
第11条の3	第11条の3
1 省略	1 省略
2 省略	2 省略
(1) 1級地 <u>100分の18</u>	(1) 1級地 <u>100分の20</u>
(2) 2級地 <u>100分の7</u>	(2) 2級地 <u>100分の7.5</u>
3 省略	3 省略
第11条の4～第12条 省略	第11条の4～第12条 省略
(単身赴任手当)	(単身赴任手当)
第12条の2	第12条の2
1 省略	1 省略

2 単身赴任手当の月額、23,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3および4 省略

第13条～第16条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日（以下「休日等」という。）（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。ただし、

2 単身赴任手当の月額、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3および4 省略

第13条～第16条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第16条の2 管理職員および管理職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または祝日法による休日もしくは年末年始の休日（以下「休日等」という。）（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第4条第1項もしくは第5条または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第3条第1項もしくは第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、休日等が当該職員の週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日。以下この条において同じ。）（当該休日等に特に勤務を命ぜられて、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第10条第2項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第9条第2項の規定（以下この条において「休日の振替に関する規定」という。）により他の正規の勤務時間が割り振られた日に勤務することを要しないこととされた場合における当該特に勤務を命ぜられた日を除く。）もしくは休日の振替に関する規定により正規の勤務時間のすべてが勤務することを要しないこととされた日「（次項において「週休日等」という。）」に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間で

同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。	あつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
第17条～第17条の3 省略 (勤勉手当) 第18条 1 省略 2 省略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額 3～5 省略 (寒冷地手当)	(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額) (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第17条～第17条の3 省略 (勤勉手当) 第18条 1 省略 2 省略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額 3～5 省略	4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第17条～第17条の3 省略 (勤勉手当) 第18条 1 省略 2 省略 (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、もしくは失職し、または死亡した職員にあつては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額 3～5 省略

第19条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員に対しては、寒冷地手当を支給する。 （1） 長浜市の区域（平成16年12月1日現在における余呉町の区域に限る。）に在勤する職員 （2） 前号に規定する区域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷および積雪の度を考慮して同号に規定する区域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員であつて同号に規定する区域または人事委員会規則で定める区域に居住するもの 2 寒冷地手当の額は、基準日における次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 世帯主である職員であつて、扶養親族のあるもの（扶養親族のある職員であつて前項第1号に規定する区域に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）およびこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるものを除く。） 17,800円 （2） 世帯主である職員であつて、前号に掲げる職員以外のもの 10,200円 （3） 前2号に掲げる職員以外の職員 7,360円 3 前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 第19条の2～第20条 省略 （管理職手当等の支給方法） 第21条 管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	第19条 削除 第19条の2～第20条 省略 （管理職手当等の支給方法） 第21条 管理職手当、扶養手当、地域手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当およびへき地手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
--	--

第22条 省略

(休職者の給与)

第23条

1 省略

2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年9月滋賀県条例第31号)または滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例(昭和31年12月滋賀県条例第55号)第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

5～7 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第11条、第11条の2、第11条の4、第12条の2、第13条の2、第13条の2の2および第19条の規定は、再任用職員および短時間勤務職員には適用しない。

第25条 省略

付 則

1～13 省略

第22条 省略

(休職者の給与)

第23条

1 省略

2 職員が前項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 職員が滋賀県職員の分限に関する条例(昭和31年9月滋賀県条例第31号)または滋賀県市町立学校の県費負担教職員の分限および懲戒に関する条例(昭和31年12月滋賀県条例第55号)第2条の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

5～7 省略

(特定の職員についての適用除外)

第24条 第11条、第11条の2、第11条の4、第13条の2 および第13条の2の2の規定は、再任用職員および短時間勤務職員には適用しない。

第25条 省略

付 則

1～13 省略

(地域手当に関する特例) 14 <u>当分の間、第11条の3第2項第1号中「100分の18」とあるのは「100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」と、同項第2号中「100分の7」とあるのは「100分の7を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とする。</u>	(地域手当に関する特例) (削除)
(平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例) 15 <u>平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する第17条第2項および第3項ならびに第18条第2項の規定の適用については、第17条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第18条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。</u>	(平成21年6月に支給する期末手当および勤勉手当に関する特例) (削除)
以下、省略	以下、省略

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

旧						
別表第1（第4条関係）						
職員の区分	職務の級 号給	高等学校等教育職給料表				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	482,300
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	

新						
別表第1（第4条関係）						
職員の区分	職務の級 号給	高等学校等教育職給料表				
		1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員	1	150,900	195,100	255,300	325,800	414,600
	2	152,400	196,800	257,800	328,000	416,400
	3	153,900	198,400	260,200	330,300	418,200
	4	155,400	200,100	262,700	332,500	419,900
	5	157,100	201,900	265,300	334,800	421,400
	6	159,000	203,600	267,700	337,000	422,900
	7	160,800	205,300	270,000	339,300	424,800
	8	162,600	206,900	272,300	341,600	426,700
	9	164,400	208,700	274,800	343,700	428,500
	10	166,500	210,600	277,200	345,800	430,300
	11	168,500	212,500	279,600	348,000	432,200
	12	170,500	214,400	282,000	350,100	434,000
	13	172,500	216,100	284,500	352,300	435,700
	14	174,700	218,100	286,600	354,300	437,600
	15	176,900	220,100	288,700	356,300	439,400
	16	179,100	222,100	290,900	358,300	441,300
	17	181,400	224,000	293,100	360,200	443,000
	18	184,000	226,700	295,800	362,100	444,800
	19	186,500	229,400	298,400	364,100	446,600
	20	189,000	232,100	301,100	366,100	448,400
	21	191,500	234,700	303,600	367,900	450,000
	22	193,200	237,500	306,300	369,900	451,700
	23	194,900	240,100	308,800	371,800	453,600
	24	196,600	242,800	311,500	373,700	455,300
	25	198,100	245,400	314,200	375,200	457,000
	26	199,800	247,900	316,500	377,000	458,600
	27	201,500	250,400	318,900	378,900	460,200
	28	203,100	252,900	321,200	380,800	461,700
	29	204,600	255,600	323,500	382,700	463,200
	30	206,300	258,000	325,500	384,600	464,500
	31	208,000	260,300	327,700	386,500	465,800
	32	209,700	262,600	329,900	388,500	467,100
	33	211,300	264,900	332,000	390,200	468,300
	34	213,100	267,200	334,200	391,900	469,000
	35	214,900	269,400	336,400	393,500	469,700
	36	216,700	271,600	338,500	395,300	470,400
	37	218,300	274,000	340,700	396,500	471,000
	38	220,100	276,000	342,800	398,000	
	39	221,900	278,100	345,000	399,400	
	40	223,700	280,200	347,100	400,800	

130	326,900	421,500			
131	327,200	422,000			
132	327,500	422,500			
133	327,700	422,900			
134	327,900	423,400			
135	328,100	423,900			
136	328,400	424,400			
137	328,700	424,800			
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,700				
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外 の職員	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200

130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	332,200	411,900			
138	322,400	412,200			
139	322,700	412,500			
140	323,000	412,700			
141	323,200	412,900			
142	323,400	413,200			
143	323,700	413,500			
144	323,900	413,700			
145	324,200	413,900			
146	334,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小学校および中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外 の職員	1	150,900	166,700	255,300	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	257,800	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	260,200	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	262,700	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	265,300	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	267,700	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	270,000	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	272,300	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	274,800	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	277,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	279,600	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	282,000	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	284,500	316,800	421,600

14	174,700	196,800	174,700	196,800	286,600	319,000	423,000
15	176,900	198,400	176,900	198,400	288,700	321,200	424,400
16	179,100	200,100	179,100	200,100	290,900	323,500	425,800
17	181,400	201,900	181,400	201,900	293,100	325,800	427,000
18	184,000	203,600	184,000	203,600	295,800	328,000	428,300
19	186,500	205,300	186,500	205,300	298,400	330,300	429,500
20	189,000	206,900	189,000	206,900	301,100	332,500	430,800
21	191,500	208,700	191,500	208,700	303,600	334,800	431,900
22	193,200	210,600	193,200	210,600	306,300	337,000	433,100
23	194,900	212,500	194,900	212,500	308,800	339,300	434,400
24	196,600	214,400	196,600	214,400	311,500	341,600	435,700
25	198,100	216,100	198,100	216,100	314,200	343,700	437,000
26	199,700	218,100	199,700	218,100	316,500	345,500	438,200
27	201,300	220,100	201,300	220,100	318,900	347,400	439,200
28	202,800	222,100	202,800	222,100	321,200	349,300	440,300
29	204,500	224,000	204,500	224,000	323,500	351,200	441,500
30	206,200	226,700	206,200	226,700	325,500	353,000	442,300
31	207,900	229,400	207,900	229,400	327,700	354,700	443,100
32	209,600	232,100	209,600	232,100	329,900	356,600	444,000
33	211,100	234,700	211,100	234,700	332,000	358,300	444,900
34	212,800	237,500	212,800	237,500	334,100	360,000	445,400
35	214,500	240,100	214,500	240,100	336,200	361,700	445,900
36	216,200	242,800	216,200	242,800	338,200	363,500	446,400
37	217,700	245,400	217,700	245,400	340,300	365,400	446,900
38	219,400	247,900	219,400	247,900	342,200	366,900	
39	221,100	250,400	221,100	250,400	344,200	368,500	
40	222,800	252,900	222,800	252,900	346,100	370,100	
41	224,600	255,600	224,600	255,600	348,000	371,400	
42	226,400	258,000	226,400	258,000	349,800	372,800	
43	228,200	260,300	228,200	260,300	351,600	374,300	
44	229,900	262,600	229,900	262,600	353,300	375,800	
45	231,800	264,900	231,800	264,900	355,100	377,300	
46	233,500	267,200	233,500	267,200	356,800	378,900	
47	235,200	269,400	235,200	269,400	358,400	380,500	
48	236,900	271,600	236,900	271,600	360,000	382,000	
49	238,600	274,000	238,600	274,000	361,400	383,400	
50	240,300	276,000	240,300	276,000	362,900	384,900	
51	242,000	278,100	242,000	278,100	364,600	386,400	
52	243,600	280,200	243,600	280,200	366,200	387,800	
53	244,900	282,200	244,900	282,200	367,700	389,000	
54	246,600	284,800	246,600	284,800	369,200	390,300	
55	248,200	287,200	248,200	287,200	370,700	391,400	
56	249,900	289,700	249,900	289,700	372,200	392,500	
57	251,300	291,900	251,300	291,900	373,700	394,000	
58	252,800	294,500	252,800	294,500	375,100	395,200	

59	254,300	303,000	384,000	404,400	59	250,400	297,000	376,500	396,400
60	255,800	305,700	385,400	405,700	60	251,700	299,700	377,800	397,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000	61	253,100	302,100	378,700	398,900
62	258,800	310,700	387,500	408,000	62	254,500	304,500	379,900	399,900
63	260,300	313,200	388,700	409,400	63	255,800	307,000	381,100	401,300
64	261,700	315,700	389,900	410,800	64	256,800	309,400	382,200	402,600
65	263,000	318,100	391,000	412,000	65	257,800	311,800	383,200	403,800
66	264,600	320,300	392,200	413,100	66	259,300	314,000	384,400	404,900
67	266,200	322,500	393,200	414,300	67	260,900	316,100	385,400	406,100
68	267,700	324,700	394,300	415,500	68	262,400	318,300	386,500	407,200
69	269,400	327,000	395,500	416,500	69	264,000	320,600	387,700	408,200
70	270,900	329,200	396,500	417,700	70	265,500	322,700	388,700	409,400
71	272,400	331,400	397,600	418,900	71	267,000	324,900	389,800	410,600
72	273,900	333,500	398,800	420,100	72	268,500	326,900	391,000	411,800
73	275,100	335,700	399,900	420,900	73	269,700	329,100	392,000	412,400
74	276,400	337,900	401,000	421,700	74	270,900	331,200	393,100	413,200
75	277,700	340,100	402,100	422,500	75	272,200	333,400	394,200	413,900
76	279,000	342,300	403,200	423,300	76	273,500	335,600	395,300	414,400
77	280,400	344,200	404,100	423,900	77	274,900	337,400	396,200	414,700
78	281,600	346,100	405,100	424,700	78	276,000	339,300	397,100	415,100
79	282,800	348,000	406,100	425,400	79	277,200	341,200	398,100	415,500
80	284,000	349,900	407,100	426,100	80	278,400	343,000	399,100	415,900
81	285,300	351,700	407,900	426,900	81	279,700	344,800	399,900	416,200
82	286,400	353,500	408,700	427,500	82	280,700	346,600	400,700	416,600
83	287,600	355,300	409,500	428,000	83	281,900	348,300	401,400	417,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700	84	283,100	350,100	402,200	417,300
85	289,800	358,500	411,000	429,400	85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	290,800	360,200	411,800	429,900	86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	291,800	361,900	412,500	430,500	87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	292,800	363,500	413,200	431,200	88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	293,900	365,000	413,900	431,900	89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	294,800	366,300	414,600	432,500	90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	295,700	367,700	415,100	433,200	91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	296,600	369,100	415,800	433,700	92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	297,100	370,600	416,300	434,200	93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	297,900	371,900	416,800		94	292,000	364,600	408,400	
95	298,700	373,200	417,500		95	292,800	365,900	408,700	
96	299,500	374,500	418,200		96	293,600	367,100	409,000	
97	300,300	375,500	418,700		97	294,400	368,100	409,300	
98	301,100	376,500	419,200		98	295,200	369,100	409,600	
99	301,900	377,500	419,800		99	296,000	370,100	409,900	
100	302,700	378,500	420,100		100	296,700	371,100	410,100	
101	303,600	379,600	420,600		101	297,600	372,000	410,300	
102	304,100	380,600	421,200		102	298,100	373,000	410,600	
103	304,600	381,600	421,800		103	298,600	374,000	410,900	



104	299, 100	375, 000	411, 100
105	299, 300	375, 800	411, 300
106	299, 700	376, 700	411, 600
107	300, 000	377, 600	411, 900
108	300, 200	378, 600	412, 100
109	300, 400	379, 400	412, 300
110	300, 600	380, 400	412, 600
111	300, 900	381, 400	412, 900
112	301, 200	382, 400	413, 100
113	301, 400	383, 000	413, 300
114	301, 600	383, 900	413, 600
115	301, 800	384, 800	413, 900
116	302, 100	385, 700	414, 100
117	302, 400	386, 500	414, 300
118	302, 700	387, 200	
119	303, 000	388, 000	
120	303, 300	388, 800	
121	303, 400	389, 400	
122	303, 600	390, 200	
123	303, 900	390, 900	
124	304, 200	391, 600	
125	304, 400	392, 200	
126		392, 900	
127		393, 400	
128		394, 000	
129		394, 700	
130		395, 300	
131		395, 800	
132		396, 300	
133		396, 600	
134		396, 900	
135		397, 200	
136		397, 500	
137		397, 800	
138		398, 100	
139		398, 400	
140		398, 700	
141		399, 000	
142		399, 300	
143		399, 600	
144		399, 900	
145		400, 100	
146		400, 400	
147		400, 700	
148		400, 900	

104	305, 100	382, 600	422, 300
105	305, 300	383, 400	422, 700
106	305, 700	384, 300	423, 300
107	306, 000	385, 200	423, 900
108	306, 300	386, 200	424, 400
109	306, 500	387, 100	424, 900
110	306, 700	388, 100	
111	307, 000	389, 100	
112	307, 300	390, 100	
113	307, 500	390, 700	
114	307, 700	391, 600	
115	307, 900	392, 500	
116	308, 200	393, 400	
117	308, 500	394, 200	
118	308, 800	395, 000	
119	309, 100	395, 800	
120	309, 400	396, 600	
121	309, 500	397, 200	
122	309, 700	398, 000	
123	310, 000	398, 700	
124	310, 300	399, 400	
125	310, 500	400, 100	
126		400, 800	
127		401, 300	
128		401, 900	
129		402, 600	
130		403, 200	
131		403, 900	
132		404, 500	
133		404, 800	
134		405, 400	
135		406, 000	
136		406, 400	
137		406, 800	
138		407, 400	
139		408, 000	
140		408, 600	
141		409, 000	
142		409, 600	
143		410, 200	
144		410, 800	
145		411, 200	
146		411, 800	
147		412, 400	
148		413, 000	

	149		413,400			
再任用職員		225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	149		401,100			
	150		401,400			
	151		401,700			
	152		401,900			
	153		402,100			
	154		401,400			
	155		402,700			
	156		402,900			
	157		403,100			
再任用職員		222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

- 注1 この表は、小学校、中学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第46号）新旧対照表

旧

1～5 省略

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第89号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで

新

1～5 省略

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては、平成27年3月31日に受けていた給料月額）が施行日の前日において受けていた給料月額（滋賀県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成21年滋賀県条例第89号）の施行の日において、次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（その職務の級および号給が次の表の職務の級欄および号給欄に掲げるものである職員を除く。）にあっては当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の職員にあっては当該給料月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成28年3月31日までの間、給料月額（平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては、平成27年3月31日に受けていた給料月額）のほか、その差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）から、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の1を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円とする。）を、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては差額相当額に3分の2を乗じて得た額（その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円とする。）をそれぞれ減じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで

小学校および中学校等 教育職給料表	特2級	1号給から4号給まで
	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで

7以下 省略

小学校および中学校等 教育職給料表	特2級	1号給から4号給まで
	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	特2級	1号給から4号給まで

7以下 省略